

令和2年第3回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和2年9月4日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第12号 専決処分の承認について(令和2年度五霞町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 6 承認第13号 専決処分の承認について(令和2年度五霞町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第 7 議案第50号 五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 8 議案第51号 五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 9 議案第52号 五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第10 議案第53号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第54号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第55号 令和2年度五霞町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第13 議案第56号 令和2年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第57号 令和2年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第58号 令和2年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第59号 令和2年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第60号 令和2年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第61号 令和2年度五霞町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第62号 令和元年度五霞町一般会計歳入歳出決算
- 日程第20 議案第63号 令和元年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 議案第64号 令和元年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 議案第65号 令和元年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

- 日程第 2 3 議案第 6 6 号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 4 議案第 6 7 号 令和元年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 5 議案第 6 8 号 令和元年度五霞町水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第 2 6 報告第 6 号 令和元年度五霞町財政の健全化判断比率等について
- 日程第 2 7 報告第 7 号 債権の放棄について
- 日程第 2 8 発議第 4 号 五霞町議会決算特別委員会の設置
- 日程第 2 9 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	小野寺 宗一郎 君	2 番	黛 丈 夫 君
3 番	江 森 美佐雄 君	4 番	山 本 芳 秀 君
5 番	植 竹 美智雄 君	6 番	新 井 庫 君
7 番	伊 藤 正 子 君	8 番	宇 野 進 一 君
9 番	鈴 木 喜一郎 君	10 番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	山 中 一 郎 君
まちづくり 戦 略 課 長	田 口 啓 一 君	会 計 管 理 者 兼 町 民 税 務 課 長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生 活 安 全 課 長	松 村 聖 市 君
都市建設課長	古 郡 健 司 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	笈 沼 光 行 君

上下水道課長 大 関 千 章 君 教 育 次 長 猪 瀬 英 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 江 森 薫 書 記 落 合 宏 紀
書 記 伊 藤 弘 美

午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第3回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき、まことに御苦労さまです。

本定例会には、25件の議案等が提出されており、特に、令和元年度の各会計決算を審査する大事な議会でもあります。

また、本定例会では、決算特別委員会の設置が予定されておりますので、どうか議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会に当たり、去る8月21日午後1時から議会運営委員会が開催され、別紙定例会の会期及び審議予定表のとおり協議されておりますので御報告を申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（鈴木喜一郎君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（染谷森雄君）どうも皆さん、改めましておはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年第3回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとお忙しいところ御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしましては、専決処分の承認が2件、五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任同意が3件、条例の改正が2件、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算が7件、令和元年度の一般会計及び特別会計の決算が7件、令和元年度財政の健全化判断比率等の報告が1件、債権の放棄についての報告が1件の合計23件を御提案させていただいております。詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

す。

◎開議の宣告

- 議長（鈴木喜一郎君）これから本日の会議を開きます。
会議規則第 20 条による議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木喜一郎君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第 120 条の規定により、3 番江森美佐雄君、7 番伊藤正子君の 2 名を会期中の署名議員として指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（鈴木喜一郎君）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期を本日から 9 月 17 日までの 14 日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 9 月 17 日までの 14 日間とすることに決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（鈴木喜一郎君）日程第 3、諸般の報告を行います。
地方自治法第 121 条の規定による本日の議案説明員等の出席者を報告いたします。
町長、副町長、教育長、代表監査委員、関係課長等が出席しております。
なお、写真撮影のため、まちづくり戦略課 篠崎主任の入場を許可しております。
-

◎町長の行政報告

○議長（鈴木喜一郎君）次に、町長から令和元年度の行政施策の成果に関する報告をお願いいたします。

町長。

〔五霞町長 染谷森雄君 登壇〕

○町長（染谷森雄君）それでは、お手元に令和元年度五霞町行政施策の成果に関する報告書を配付させていただいておりますので、その報告書を朗読する形で報告とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

令和元年度の五霞町行政施策の成果に関する報告を申し上げます。

令和になって初年度を迎えた昨年度の我が国の経済は、アベノミクスの推進によって長期にわたり緩やかな回復を続けており、雇用、所得環境も大きく改善しているとの見解が示されたところであります。

一方で、昨年10月には、消費税増税に伴う駆け込み消費の反動で個人消費が落ち込んだほか、台風被害や暖冬による販売不振などにより、実質国内総生産がマイナス成長になったことに加え、新型コロナウイルス感染症が3月下旬以降、急速に拡大し、今や220の国や地域で2,500万人を超えており、依然として、その勢いは衰えを見せておりません。

国内においても、5月25日の緊急事態宣言が解除されて以降、感染者数が低い水準で推移してはいましたが、6月下旬から新規感染者数が増加しており、全国的に蔓延している状況にあります。感染拡大による経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない国難ともいえるべき局面に直面しております。

このような状況下でありましたが、令和元年度は、本町にとって明治22年の町村制施行により、五霞村が誕生してから130年目に当たり、記念式典をはじめ、茨城国体の炬火リレーやウォーキング大会など1年を通してさまざまなイベント実施し、大きな成果を収めることができた節目の年でありました。また、台風19号の上陸により、利根川が増水し、10月13日に初めて避難勧告を発令いたしました。さらに、第5次五霞町総合計画の最終年でもあり、重点事業である圏央道五霞インターチェンジ周辺開発事業では、既に操業している企業のほか、3社の優良企業の進出が決定し、新たな税収入の確保と雇用の創出が見込めるようになったことなど、本町の特性や発展可能性を最大限に生かし、総合計画に掲げる「人がきらめき 誰もが安心・安全に暮らせるまち 五霞」を実現すべく、掲げた各種施策を推進し、確実な成果を上げた年でもありました。

その結果を次のとおり報告いたします。

主な実施事業。

1、豊かな自然と安全を育む。環境・防災・防犯の三つの分野について取り組みました。

大規模自然災害等に対応するため、五霞町国土強靱化地域計画を第6次五霞町総合計画とあわせて策定。国が改正した無線設備規則に対応するため、防災行政無線をデジタル方式へ移行する工事を令和元年度から実施、令和2年度完了予定。水害や火災等の事態に備え、

消防団員の訓練の実施やヘルメットの更新など組織・装備の充実強化。五霞町空家等対策計画に基づき、生活環境に影響を及ぼすおそれのある空き家等の所有者に対し、必要な指導を実施。犯罪の発生抑止を図るため、主要道路や通学路等に防犯カメラ5台を計画的に設置。平成28年度から令和元年度までに20台設置。

2、健やかと安らぎを育む。健康・子育て・福祉の三つの分野について取り組みました。

町民一人一人に合った健康維持と増進が図られるよう、年齢や生活状況に応じた各種健康教室の開催や健康づくり推進の啓発活動。生活習慣病や病気等の予防、がん疾患の早期発見・早期治療が図られるよう特定健康診査やがん検診の促進、特定保健指導、健康教育の実施。安心して子供を育てることができるよう育児相談や妊産婦・乳児への健診の助成、育児に不安を抱える産婦を支援する産後ケアの提供。児童の安全な居場所づくりとなる放課後児童クラブや児童館を拠点とした子育て支援、親子の交流や育児相談の場となる地域子育て支援拠点事業の実施など、保育所、認定こども園の連携による保育の充実。少子化対策として、結婚を希望する男女の出会いの機会を創出し、町内を超えた結婚相談会や婚活パーティーを開催。地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種福祉団体と連携した相談体制の構築や在宅福祉サービスの提供。障害者及び障害児が自立した生活を営むことができるよう、事業所・関係機関と連携した相談や社会参加活動の支援。高齢者が住み慣れた地域で元気で自立した生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムにより高齢者の生活を支援。高齢者の社会参加を促進するため、町が行う教室や事業に参加した際、ポイントを付与し、獲得したポイントに応じて記念品を贈呈する「いきいき活動ポイント事業」を実施。

3、人と文化を育む。学校教育・生涯教育の二つの分野について取り組みました。

町立学校の将来を展望した学校のあり方検討会を令和元年10月に設置し、町の教育の現状や学校視察、アンケート調査などを実施。良好な学習環境を確保するため、中学校の中規模修繕工事の設計を実施するとともに、両小学校のタブレット端末の機器の入れかえを実施。学力の向上や社会性の育成等を目指して、教育活動指導員及び外国語指導助手を各学校に配置。生きがいのある充実した生活が図れるよう、各種講座や教室等を開催したほか、夏休み等の長期の休みを利用して子供たちに多様な体験及び活動を行う機会として「子ども教室」や「BG塾」を開催。これまで準備を重ねてきた「いきいき茨城ゆめ国体2019」の開催にあたり、本町ではその気運を高めるために全行政区をつなぐ炬火リレーを実施し、その後、デモンストレーション競技としてウォーキング大会を実施。公共施設等総合管理計画に基づき、海洋センターの体育館を全面的に改修し、安全で快適な施設環境を維持。子供たちの登下校の安全と地域の防犯意識の向上を図るため、子ども見守りスクールガードの活動を実施。文化財の保護活用と次世代への継承のため、中央公民館に安置されている縄文時代後期の人骨の保存処理作業を実施。

4、ゆとりと潤いを育む。都市基盤・生活基盤の二つの分野について取り組みました。

圏央道五霞インターチェンジ周辺地区土地地区画整備事業地内に新たに3社の進出企業が

決定し、当該区域の新地名を「ごかみらい」に決定。第6次五霞町総合計画との整合性を図りながら、おおむね20年後の都市づくり構想となる都市計画マスタープランを策定。本格運行を開始したコミュニティ交通「ごかりん号」の利用実態を検証し、持続可能な公共交通体系、路線バス、ごかりん号、各種移送サービスの推進を図り、住民の移動手段を確保。町内道路の交通利便性及び安全性の向上を図るため、圏央道五霞インターチェンジ周辺地域及び新4号国道から町道8号線へのアクセス道路となる町道5号線の道路改良工事、主要幹線道路及び生活道路の維持・補修工事を実施。川妻浄水場及び取水場水質計器等の更新工事、川妻浄水場の浄水施設増設置に伴う実施設計を策定。公共下水道のストックマネジメント計画に基づき、環境浄化センターの機械・電気設備詳細設計や管路調査を実施。下水道事業の効率的な運営を目的とした広域化・共同化計画を策定。

5、豊かさと活力を育む。農業・産業の二つの分野について取り組みました。

地域を中心となる担い手や農業後継者の育成を図るため、農業塾の開催や農業を始める49歳以下の独立・自営就農者への支援策を展開。意欲ある農業者への農地集積・集約化を図るため、基盤整備等の農地有効利用の支援や農地中間管理事業の推進。道の駅ごかは、圏央道の開通に伴い周辺環境が変化する中、出荷者等の利便性向上を図るため、搬入口下屋根の増築工事を実施。五霞町イメージキャラクター「ごかりん」のイベントへの活用と観光マップをリニューアルし、町の魅力をPR。台風19号により被害を受けた農業者への支援。

6、ともにまちを育む。まち・地域づくり・行政運営の三つの分野について取り組みました。

五霞町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向けた各種施策を推進。五霞誕生130年を記念し、幸手市・五霞町合同祝賀花火大会の開催や記念式典、高橋英樹氏の記念講演会など、年間を通して記念事業を実施。住民、企業等が主体となって企画運営するふれあい祭りと文化祭の同日開催により相乗効果を図るとともに、町の活性化と住民相互の交流機会の創出。令和2年度から20年間のまちづくり構想を定めた第6次五霞町総合計画を策定。策定にあたっては、住民や中高生、事業所を対象とした意識調査や幅広い世代からなるワークショップを開催するなど、住民・事業所・行政が連携して策定。情報発信強化策として、令和2年1月号から広報紙をフルカラーで作成したほか、公式ホームページを全面リニューアルし、スマートフォンからも見やすく、使いやすいサイトに構成するとともに、新たな魅力発信ページを創設したことから、茨城県広報コンクールにおいて入選を果たしました。そのほか、フェイスブックなどのSNSを活用して情報を発信。公共施設等総合管理計画及びアクションプランに基づき、役場庁舎と中央公民館の複合化基本構想を策定。

次に、会計別決算の概要についてを申し上げます。

まず初めに、一般会計から。

一般会計決算につきましては、歳入総額46億3,288万6,000円で、前年対比0.03%の微増、歳出総額41億8,871万2,000円で前年対比1.4%の減となっております。

実質収支は3億9,168万3,000円の黒字、単年度収支は3,033万9,000円の黒字、実質単

年度収支は2,515万6,000円の赤字となりました。

次に、国民健康保険特別会計。

国民健康保険特別会計決算につきましては、歳入総額11億5,588万円で前年対比4.5%の減、歳出総額11億5,304万4,000円で、前年対比1.7%の減となっております。

国保財政は平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営を担い、国保制度の安定化が図られました。

主な事業としましては、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、特定健診の未受診者対策、特定保健指導、歯周病予防検診等の継続的な取り組みに加え、生活習慣病重症化予防事業など多面的に保健事業を展開しました。

次に、後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療特別会計決算につきましては、歳入総額1億8,283万3,000円で、前年対比3.3%の増、歳出総額1億8,271万3,000円で前年対比3.4%の増となっております。

令和元年度は、後期高齢者医療保険の世代間負担公平等を図る観点から、後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例の見直しが行われました。

次に、介護保険事業特別会計。

介護保険事業特別会計決算につきましては、歳入総額7億6,639万6,000円で、前年対比0.4%の減、歳出総額7億2,189万1,000円で、前年対比6%の減となっております。

主な事業としましては、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援を目的に、地域支援事業を行い、地域包括ケアシステムの構築に努めました。さらに、介護予防事業や介護給付が効率的かつ公正・中立に行われるよう、ケアプランの点検や地域ケア個別会議など適正化事業に重点を置き、事業を推進しました。また、医療・介護等の多職種が事業に関与することで、取り組みの強化を図りました。

次に、公共下水道事業特別会計。

公共下水道事業特別会計決算につきましては、歳入総額4億4,196万3,000円で、前年対比34%の減、歳出総額4億1,611万9,000円で前年対比37.2%の減となっております。

主な事業といたしましては、環境浄化センターの耐震補強工事、広域化・共同化を推進するための計画策定業務、雨天時の侵入水調査及び管路調査、地方公営企業法適用化の基本計画作成支援業務等を実施いたしました。

次に、農業集落排水事業特別会計。

農業集落排水事業特別会計決算につきましては、歳入総額2億790万1,000円で前年対比20.8%の増、歳出総額2億590万5,000円で前年対比20.3%の増となっております。

主な事業としましては、南部地区水処理センターの汚水制御盤更新工事、地方公営企業法適用化の基本計画作成支援業務等を実施いたしました。

次に、水道事業会計。

水道事業につきましては、年間給水量は155万6,948立方メートルを供給し、前年対比5万5,576立方メートル、3.7%の増となり、用途別では、工場用水使用量等が増加したも

のです。

収益的収入は4億3,270万5,000円、収益的支出は4億4,158万2,000円となっており、資本的収入は2億3,295万5,000円、資本的支出では、施設の更新工事等により、3億3,680万2,000円となっております。

令和元年度の各会計決算の審査に当たり、主な行政施策の成果について報告させていただきました。

各事業、取り組みの詳細及び決算の内容につきましては、別添の令和元年度五霞町各会計別決算の主なる施策の成果に関する説明書に基づき、委員会審議の中で詳細に御説明申し上げたいと存じます。

議員各位には御理解をいただき、原案のとおり御承認いただけますようよろしくお願いを申し上げ、令和元年度の五霞町行政施策の成果に関する報告とさせていただきます。

令和2年9月4日、五霞町長 染谷森雄。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）町長の行政報告は以上でございます。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）これより議事に入ります。

初めに、承認第12号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第12号 令和2年度五霞町一般会計補正予算（第4号）につきまして、新型コロナウイルス感染症対応のため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めますのでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,250万4,000円を追加し、総額をそれぞれ54億2,267万6,000円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）承認第12号 令和2年度五霞町一般会計補正予算（第4号）について御説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

令和2年度五霞町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,250万4,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ54億2,267万6,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、補正予算につきましては、歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症対策に関連するものでございます。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金4,201万9,000円の追加でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上したものでございます。

次に18款繰入金、2項の基金繰入金、1目財政調整基金繰入金951万5,000円の減額でございますが、歳入調整により減額補正をしたものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費につきましては、ふるさと納税のPRに係る宣伝広告料165万円を計上したものでございます。

次に同じく6目の企画費につきましては、学生生活2020（にこにこ）応援事業として、町を離れて学校に通う学生の支援に係る応援委託料が60万円と花いっぱい2020（にこにこ）応援事業として、消費の落ち込んだ花卉事業者の支援に係る原材料費50万円と合わせて110万円を計上したものでございます。

次に、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナポイント予約者に対し、町独自のごかりんポイントを上乘せするための業務委託料90万円の追加でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費につきましては、子育て世帯への支援として国から支給される臨時特別給付金に町独自の上乗せ支援として給付する子育て2020（にこにこ）給付金並びに給付に係る口座振替手数料856万6,000円を計上したものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

次に4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費につきましては、5月1日付けにて専決処分をさせていただきました感染症予防対策事業の財源の一部につきまして、一般財源から臨時交付金に180万4,000円を振り替えるものでございます。

次に、同じく3目の母子衛生費につきましては、妊婦への経済支援として応援給付金並びに給付に係る口座手数料等96万9,000円を計上したものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費につきましては、感染症拡大の影響を受けている地域経済と住民生活活性化のために実施するプレミアム商品券の発行に係る交付金並びに消耗品等の経費1,800万円を計上したものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、3目災害対策費につきましては、議会第2回定例会において議決を賜りました補正予算のうち、災害対策事業の財源の一部につきまして、一般財源

から臨時給付金に 346 万 6,000 円を振り替えをするものでございます。

続きまして、11 ページをお願いをしたいと思います。

次に 10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費につきましては、小学校における新型コロナウイルス感染症対策として、消耗品 60 万円を計上したものでございます。

次に、10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費につきましては、中学校における新型コロナウイルス感染症対策として、消耗品 34 万 7,000 円を計上したものでございます。

次に 10 款教育費、6 項保健体育費、3 目学校給食費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応への支援策として、町内在住で町外の小・中学校に通う児童・生徒に対して給食費の 3 カ月分に相当する費用を助成するため、助成金 37 万 2,000 円を計上したものでございます。

また、あわせて町内の小・中学校に通う児童・生徒の 3 カ月分の給食費の無償化に要する費用の財源について、一般財源から臨時交付金に 616 万 9,000 円を振り替えるものでございます。

以上の理由によりまして補正予算の専決処分といたしましたので、御承認のほどよろしくをお願いをいたします。

○町長（染谷森雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 12 号を採決いたします。

承認第 12 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第 12 号は原案のとおり承認されました。

◎承認第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）次に、承認第13号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第13号 令和2年度五霞町一般会計補正予算（第5号）につきまして、新型コロナウイルス感染症対策並びに水害等への対応のため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めますのでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,060万円を追加し、総額をそれぞれ54億5,327万6,000円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御承認のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）承認第13号 令和2年度五霞町一般会計補正予算（第5号）について御説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお願いいたします。

令和2年度五霞町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億5,327万6,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続いて、19ページをお願いをしたいと存じます。

まず、歳入でございますけれども、15款県支出金、2項県補助金、3目農林水産業費県補助金354万2,000円の追加でございますが、地域企業活力向上応援事業費補助金を計上したものでございます。

次に18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,705万8,000円の追加でございますが、歳入調整により増額補正をしたものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

こちらは歳出でございますが、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費につきましては、先般の第4号補正にて計上をいたしましたプレミアム商品券につきまして、想定した以上の申し込みであったことから、交付金の充当可能な範囲内において商品券の発行に係る交付金並びに消耗品等の経費1,630万円を追加するものでございます。

次に9款消防費、1項消防費、3目災害対策費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、避難所における収容人数の不足が懸念されることから、山王地区河川防災ステーションの町有地等車両ごと避難できる一時避難場所として整備するため、整備に必要な資材購入費並びに工事請負費1,430万円を計上したものでございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分といたしましたので、御承認のほどよろし

くお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 13 号を採決いたします。

承認第 13 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第 13 号は原案のとおり承認されました。

◎議案第 50 号～議案第 52 号の一括上程、説明、採決

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第 50 号から議案第 52 号までは、五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての人事案件であります。一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号から議案第 52 号までの五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを一括して議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 50 号から 52 号の五霞町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを一括して御提案申し上げます。

令和 2 年 9 月 7 日に任期満了となる委員につきまして、再任をお願いいたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

委員につきましては、大久保武雄氏2期6年でございます。山中武男氏3期9年でございます。菊地正明氏2期4年でございます。以上の3名でございます。

なお、委員の任期につきましては、令和2年9月8日から令和5年9月7日までの3年間となっております。

御審議のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

最初に議案第50号を採決いたします。

議案第50号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第50号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第51号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第52号は原案のとおり同意されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第53号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第53号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響等による国民健康保険税の減免申請に対し、一定の期間を設けて申請を受けられるよう本条例を改正するものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第54号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第54号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

公図、地籍図又は地番修正図の写しを交付する際の規定について、電子化された地番図として一本化して交付するため、本条例の一部を改正するものでございます。

また、デジタル手続法の交付により、マイナンバーの通知カードが廃止になりましたので、あわせて本条例を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 54 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 55 号～議案第 61 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第 55 号から議案第 61 号までは、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号から議案第 61 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 55 号 令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 6 号）、議案第 56 号 令和 2 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 57 号 令和 2 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 58 号 令和 2 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 59 号 令和 2 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 60 号 令和 2 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 61 号 令和 2 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）に

つきまして、一括して御提案を申し上げます。

初めに、議案第 55 号 令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 6 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億 1,378 万 5,000 円を追加し、総額をそれぞれ 58 億 6,706 万 1,000 円とするものでございます。

次に、議案第 56 号 令和 2 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 20 万 6,000 円を追加し、総額をそれぞれ 11 億 572 万 2,000 円とするものでございます。

次に、議案第 57 号 令和 2 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 100 万円を減額し、総額をそれぞれ 1 億 9,006 万 2,000 円とするものでございます。

次に、議案第 58 号 令和 2 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,309 万 1,000 円を追加し、総額をそれぞれ 8 億 4,797 万円とするものでございます。

次に、議案第 59 号 令和 2 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 530 万円を追加し、総額をそれぞれ 6 億 5,290 万 6,000 円とするものでございます。

次に、議案第 60 号 令和 2 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 万円を追加し、総額をそれぞれ 1 億 9,275 万 8,000 円とするものでございます。

次に、議案第 61 号 令和 2 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）ですが、収益的収入及び支出において収入支出ともに 554 万 1,000 円を追加するものでございます。

また、資本的収入及び支出において、収入支出ともに 2,219 万円を減額するものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 50 号から議案第 61 号までは、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号から議案第 61 号までは、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 62 号～議案第 68 号の一括上程、説明

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第 62 号から議案第 68 号までは、令和元年度各会計決算でございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号から議案第 68 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 62 号 令和元年度五霞町一般会計歳入歳出決算、議案第 63 号 令和元年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第 64 号 令和元年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第 65 号 令和元年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第 66 号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第 67 号 令和元年度五霞町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第 68 号 令和元年度五霞町水道事業会計歳入歳出決算につきまして、一括して御提案を申し上げます。

決算の概要につきましては、先ほどの行政施策の成果に関する報告の中で申し上げたとおりでございます。

各会計の決算は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するべきものとされておりまして、

監査委員の審査につきましては、去る 8 月 18、19 日の 2 日間審査を実施し、意見書をいただいているところでございます。

これら各会計の決算書並びに主になる施策の成果につきましては、本定例会に予定しております決算特別委員会が設置される予定でありますので、決算特別委員会において詳細に御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）次に、本来ならば各担当課長から各会計決算の補足説明を願うところではありますが、決算特別委員会へ付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

補足説明は省略いたします。

以上で、各会計決算について説明が終わりました。

◎監査委員の決算審査等の報告

○議長（鈴木喜一郎君）ここで、監査委員の決算審査意見書並びに財政健全化及び経営健全化審査意見書が配付されております。

それでは、岩崎代表監査委員から報告を願います。

岩崎委員。

〔五霞町代表監査委員 岩崎明良君 登壇〕

○代表監査委員（岩崎明良君）おはようございます。

監査委員の岩崎でございます。

これより、令和元年度五霞町一般会計・特別会計決算、財産に関する調書、基金の運用状況について御報告を申し上げます。

去る令和2年8月18日、19日の2日間、役場委員会室におきまして審査を実施いたしました。

審査の対象は、令和元年度五霞町一般会計歳入歳出決算及び令和元年度五霞町国民健康保険特別会計ほか四つの特別会計の歳入歳出決算並びに令和元年度財産に関する調書及び基金の運用状況についてでございます。

審査の方法につきましては、各会計の決算及び附属書類が書式に従って作成されているかを確認するとともに、計数につきましては、関係帳簿、証拠書類等に基づき、関係課長等から説明を聴取し実施いたしました。

審査の結果でございますが、一般会計及び特別会計を通じて、決算額は計数に誤りがなく、証拠書類も整理されており、正確であると認められました。

なお、今後の方向性、検討課題ということで、意見書2ページ中段。審査の意見として、地域コミュニティの推進、町の情報発信の取り組み、公共交通のあり方、特定健康診査の受診率向上、学校等の学習環境の充実の5点ほどを挙げさせていただきました。御確認をよろしくお願い申し上げます。

また、財産に関する調書についても整理されており、正当であると認められました。

最後に、基金の運用についても適切に管理運営されていると認められました。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。

令和2年8月19日、役場委員会室におきまして令和元年度決算書、財務諸表並びに決算附属書類を審査いたしました。

審査方法につきましては、提出された決算書、関係書類が関係法令に従って作成されているか、計数等につきましては、関係帳簿等に基づいて課長等からの説明を聴取いたしました。

審査の結果でございますが、決算書、財務諸表及び附属書類は定められた様式に基づいて作成されており、計数につきましても帳簿、証書類と照合した結果、正当と認めました。

審査に当たっての意見につきましては、2ページの最後に審査の意見として挙げさせていただきましたので、御確認をいただければと存じます。

最後に、令和元年度五霞町財政健全化及び経営健全化について報告いたします。

令和2年8月19日、役場委員会室におきまして関係書類を審査し、いずれも関係法令に従い適正に作成されていることを確認いたしました。

算定の結果、健全化判断比率はいずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められ、資金不足比率についても、健全化基準と比較すると良好な状態であると認められました。ただし、令和元年度においては、健全段階ではありますが、数字に反映されない部分、社会保障費や公共施設等の建てかえなどの費用が増大していることが推測され、今後、極めて厳しい財政状況が続くものと思われまます。より一層の財政健全化に向けた取り組みに努められるよう要望いたします。

なお、審査の結果につきましては、別紙意見書のとおりであります。

議員の皆様には、慎重審査の上、御審議くださいますようお願い申し上げまして報告いたします。

令和2年9月4日、五霞町代表監査委員 岩崎明良。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で報告が終わりました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、報告第6号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第6号 令和元年度五霞町財政の健全化判断比率等について御説明を申し上げます。

この財政の健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、早期健全化と財政の再生の2段階で財政の健全化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も合わせた地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするもので、令和元年度決算に係る財政の健全化判断比率を報告するものでございます。

特に実質公債費比率でございますが、前年度対比0.5ポイント減の8.4%という結果となりました。

また、将来負担比率でございますが、前年度対比12.9ポイント増の53.6%となりました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）報告第6号 令和元年度五霞町財政の健全化判断比率等について御説明のほうをさせていただきます。

議案書は、122 ページをお願いをしたいと思います。

まず、1の概要でございますけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、令和元年度決算に係る健全化判断比率並びに資金不足比率を議会に報告し、公表するというものでございます。

次に、2の算定の結果でございますけれども、5項目の指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに全ての会計で赤字が生じていないため、該当のほうはしてございません。

次に、実質公債費比率でございますが、本年度は先ほどの町長からもございましたように、8.4%と、前年度と比較しますと、0.5ポイント減少をしております。主な要因といたしましては、地方債の元利償還金は減少し、標準財政規模が増加したことによるものでございます。

続きまして、将来負担比率でございますが、町が将来にわたって負担する全ての負債の割合でございますが、本年度は53.6%と、前年度と比較しますと12.9ポイントの増加をしております。その主な要因でございますが、基金等の地方債償還に充当可能な財源が減少したことによるものが主なものでございます。

次に、資金不足比率でございますが、公共下水道事業、農業集落排水事業、水道事業の公営企業会計は全て資金不足、赤字は生じていないため該当はいたしてございません。

以上のおり報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、報告第7号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第7号 債権の放棄について御説明申し上げます。

債権の放棄につきましては、町が管理する債権について、五霞町債権管理条例第 16 条第 1 項の規定に基づき放棄した債権を同条第 2 項の規定に基づき決算の認定を行う議会にて報告するものでございます。

町が管理する債権のうち、令和元年度に放棄した債権は一般会計分 4 名、農業集落排水事業特別会計分 5 名及び水道事業会計分 16 名の合計 25 名、126 万 8,513 円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）報告第 7 号 債権の放棄について御説明のほうをさせていただきます。

議案書は 124 ページをお願いしたいと存じます。

こちらは、町が保有する債権につきましては、各担当職員のほうで連携をしまして、日々回収努力を重ねておるところでございますけれども、その中でも、死亡されたり、あるいは行方不明であったり、あるいは転出等によりまして債権の履行の見込みがないと認められる債権につきましては、五霞町債権管理条例第 16 条第 1 項の規定に基づきまして債権を放棄しておるところでございます。

令和元年度に放棄した債権につきましては、非強制徴収公債権並びに非債権を合計いたしまして 25 名分、件数といたしましては 153 件、金額は 126 万 8,513 円でございます。内訳といたしましては、一般会計では学校給食費保護者負担金を 4 名分、35 万 5,579 円。農業集落排水事業特別会計では、農業集落排水使用料 5 名分、11 万 2,080 円。水道事業会計では、水道料金 16 名分の 144 件、80 万 854 円でございます。

以上のとおり御報告をさせていただきます。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎発議第 4 号の上程、説明、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、発議第 4 号を議題といたします。

本案の提出者であります宇野進一君から提案理由の説明を求めます。

宇野議員。

〔8 番 宇野進一君 登壇〕

○8番（宇野進一君）皆さんおはようございます。

8番議員の宇野です。

発議第4号 五霞町議会決算特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

本町の令和元年度歳入歳出決算の概要によりますと、住民サービスの維持向上に努め、事業の選択と重点化を図りながら、さまざまな事業を実施しております。

一般会計の歳入歳出決算においては、前年度と比較すると、歳入では地方交付税や繰入金等が減額となりましたが、町税や繰越金等が増額したことから約138万円の増額。歳出では、消防費や教育費等が増額となりましたが、土木費、諸支出金、支出金等が減額になったことから、約5,900万円の減額となりました。

令和2年度においては、社会保障関係経費や新型コロナウイルス感染症対策費など、引き続き多くの財源を必要とする課題が山積しており、本町の財政状況は依然として予断を許さない極めて厳しいものであります。

こうした本町を取り巻く厳しい状況を改めて踏まえたとき、行財政全般にわたって監視機能をゆだねられている我々議会の責任は極めて重大であり、これら議案の審議に当たっては慎重に審査すべきものと考え、決算特別委員会の設置を提案するものであります。

決算特別委員会の内容等については、別紙1から3までのとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号～議案第68号の委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第62号から議案第68号までの令和元年度各会計決算については、8人の委員で構成する決算特別委員会へ付託し、審査することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号から議案第 68 号までの令和元年度各会計決算は、付託一覧表のとおり決算特別委員会へ付託することに決しました。

◎請願第 2 号の上程、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、請願第 2 号を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第 2 号は、会議規則第 87 条の規定により、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、請願第 2 号は所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木喜一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 18 分